

薬師池北ふるさとの森における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

薬師池北ふるさとの森における物損事故に係る損害賠償額を定めることについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）1月5日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

緑地内樹木の倒木による物損事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 事故発生年月日 2023年10月3日
- 2 事故発生場所 町田市野津田町3450番地2先
薬師池北ふるさとの森隣接地 七国山ファーマーズセンター
- 3 事故の概要 市が管理する薬師池北ふるさとの森の樹木が倒木し、隣接地の七国山ファーマーズセンターに駐車していた被害者が所有する自動車に接触し損傷させたもの
- 4 事故の種別 物損事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 620,400円